

平成 27 年度 岡山大学大学院法務研究科
第 2 次募集 法学既修者入試 試験問題

公 法 系（憲法、行政法）

解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 2 枚である。
2. 問題には、問題 1 と問題 2 がある。配点は、問題 1 が 50 点、問題 2 が 50 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙 1 枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】（解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。）

地方公共団体の公的施設の管理権と集会の自由（憲法第 21 条）との関係について、判例に触れながら論じなさい。

【問題 2】（解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。）

次の用語について説明しなさい。

- ① 法治主義
- ② 行政上の即時強制
- ③ 行政行為（行政処分）の当然無効

《公法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

本問は、公的施設の管理権と集会の自由という基本的な論点及び泉佐野市民会館事件（最三判平成 7 年 3 月 7 日民集 49 卷 3 号 687 頁）という基本的な判例について問うことで、基礎的な知識の有無を測ることを目的としていた。

問題 2

行政法総論および行政救済法の基本的な論点の中から、法治主義、行政上の即時強制、行政行為（行政処分）の当然無効について説明してもらい、基礎的な知識を確認する問題を出題した。